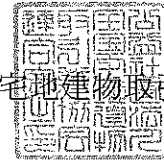


都道府県協会長 殿



(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき
都道府県が公表する基礎調査の結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が平成 26 年 11 月 19 日に公布、本年 1 月 18 日に施行されました。本改正法は、平成 26 年 8 月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対して基礎調査の結果を公表することを義務付ける等の措置を講じるものです。

今般、本改正法の施行に併せて、国土交通省より、宅建業者は宅地建物の取引に当たって基礎調査の結果を取引の相手方等に説明することが望ましいこと、また、基礎調査の結果について故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為は、宅建業法第 47 条第 1 号に違反する可能性があること等を内容とする通知文がございました。

また、本改正法の条項追加に伴う「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）」の一部条項ずれの通知もございました。

つきましては、貴協会傘下会員等にご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき都道府県が公表する基礎調査の結果について」 …… 1 部
2. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について …… 1 部

【ご参考：都道府県による基礎調査結果の公表例】

広島県においては、「土砂災害ポータルひろしま」内の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」にて基礎調査結果を公表しており、以下 HP で調査結果を確認することができます。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/kisotyousa-kouhyou.html>

以 上